

受水槽を有するマンション・アパート等で町の
メーターを貸与できるようになります

平成 28 年 10 月

時 津 町 水 道 局

目 次

- 1 はじめに
- 2 今回の制度改正の主な内容
- 3 貸与するメーターの種類について
- 4 共同住宅等の各戸メーターの貸与に関する手続きについて
- 5 申請受付および事務の流れ
- 6 お問い合わせ先
- 7 Q & A

1 はじめに

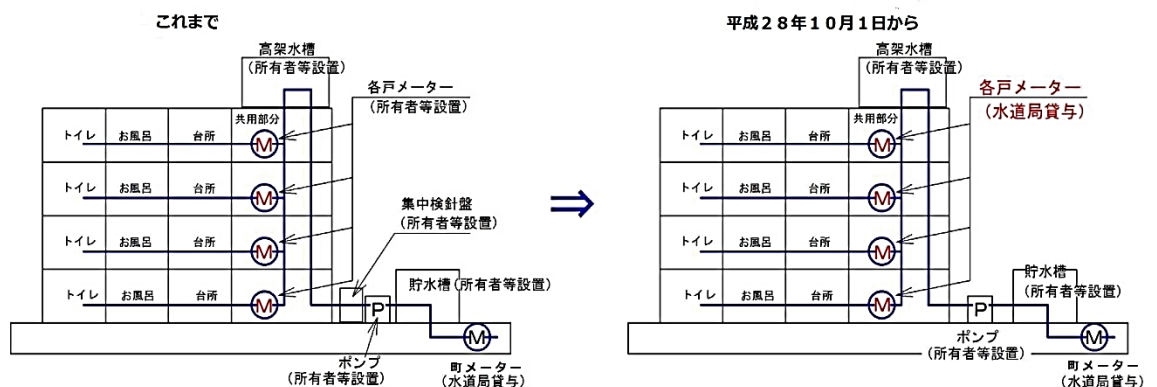
平成28年10月から、受水槽を有するマンションやアパートなどの共同住宅等の各戸に、一定の要件を満たした場合、町メーターの貸与ができるようになります。

今回の制度の適用を受けるには、建物の所有者等からの申請が必要になります。

この冊子では、新たに導入する制度をご利用いただくための手順の方法等についてご案内いたします。

2 今回の制度改正の主な内容

これまでは、受水槽を有するマンションやアパートなどの共同住宅等の各戸のメーター購入・設置や維持管理は、建物の所有者等のご負担でしたが、平成28年10月1日から、一定の要件を満たした場合は、町メーターを貸与し、所有者等が設置できるようになります。また、計量法に基づく8年以内の水道メーター取替については町が行います。



※集中検針盤は不要になります。

3 貸与するメーターの種類について

直接検針ができる JIS 規格乾式直読式の水道メーターです。

※遠隔指示式水道メーターの貸与は行いません。

4 共同住宅等の各戸メーターの貸与に関する手続きについて

○対象となる建物

- ・ 受水槽を有する建物（住居が2戸以上であって、店舗又は事務所が併設されているものを含む。）です。

○要件

- ・ 町メーター設置位置は、毎月の各戸検針・メーター取替等が容易に行える位置であること。
- ・ オートロック式の共同住宅では、検針・取替の業務に支障がないように、解錠について必要な措置をしていただけること。
- ・ 町が別に定めるメーター設置基準に適合していること。
- ・ 区分所有権がある建物の場合は、区分所有者全員の同意があること。

※既存建物の場合、町メーター設置のための切替え工事の施工手間等については、所有者等のご負担となります。

5 申請受付及び事務の流れ

① 適用申請

(1) 「共同住宅等の各戸メーター貸与申請書（第1号様式）」

- （添付書類）
- ・ 共同住宅の位置図
 - ・ 各戸メーター設置場所位置図

(2) 「共同住宅等の各戸検針徴収申込書（第1号様式）」

- （添付書類）
- ・ 共同住宅等の位置図
 - ・ パイプシャフト内の平面図及び側面図

- ・管理責任者選定届
- ・区分所有者全員の同意書

※これらの他に町が審査のために必要と判断した場合、別途関係資料を求めることがあります。

※町メーターの貸与申請は、事前（概ね3ヶ月前まで）に水道局までご相談ください。

② 申請、審査

申請された内容について審査し、各戸メーター設置基準に適合していると認めるときは、「共同住宅等の各戸メーター貸与決定通知書（第2号様式）」により所有者等に通知します。

③ 各戸メーターの貸与、検査

- ・各戸メーター貸与決定通知後、各戸に設置する町メーターを所有者等へ貸与します。
 - ・各戸メーターの設置が完了したときは、「共同住宅等の各戸メーター設置完了報告書（様式第4号）」に必要書類を添えて報告してもらいます。その後、通水状況について検査を実施し、問題がなければ「共同住宅等のメーター設置検査完了通知書（様式5号）」をお送りします。
- ※申請内容および通水状況に不備があり、手直しが必要な場合は、所有者等に対し、町の指示により手直しをしていただきます。

④ 計量法に基づく8年以内の各戸メーターの取替は町が行います。

6 お問い合わせ先

時津町水道局上下水道課上水道係

電話 095-882-2211

FAX 095-882-5655

7 Q & A

Q1 町メーター貸与対象となる建物は、どのような種類の建物ですか？

A1 受水槽を有する建物（住居が2戸以上であって、店舗又は事務所が併設されているものを含む。）です。

Q2 町メーター貸与対象となる建物で、構造などの要件はありますか？

A2 町メーターの設置位置は、町が行うメーター取替や毎月の検針が容易に行える位置とすること。また、町が建物の立入の際には、オートロックの解除等の協力をしていただけることなどが要件になります。

Q3 既存建物で各戸メーターを設置していない場合、町メーターを貸与してもらえますか？

A3 町メーターの貸与要件を満たした場合、町メーターの貸与が可能ですが、その場合、設置のための既存配管の切替工事（準備工事など）は、所有者等のご負担で行っていただく必要があります。

Q4 町が貸与するメーターは、どのようなものですか？

A4 町が貸与するメーターは、日本工業規格乾式直読式の水道メーターです。集中検針用の遠隔指示式水道メーターは貸与しません。

Q5 町から貸与される町メーターの設置費用は、誰が負担するのですか？

A5 町から所有者等へ貸与するメーター本体の費用は町が負担しますが、当初設置する際の施工手間については、所有者等のご負担となります。なお、その後の取替については、町が行います。

Q6 町がメーターを貸与後は、町が取替などの維持管理を行ってもらえますか？

A6 検定満期に伴うメーター取替などメーター本体の管理は、町で行います。メーター器取替や検針に支障が出ないようにメーター周辺には物を置かないようにご協力をお願いします。

Q7 各戸に貸与している町メーター付近で漏水があった場合、町で修理をしてもらえますか？

A7 所有者等の負担での漏水修理となります。